

お知らせ

ワシントン条約：シンガポールの不法野生生物取引に対する罰則・執行強化について

2025 年 8 月 8 日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、2022 年 7 月 8 日付けでシンガポールの不法野生生物取引に対する罰則・執行強化に関する通知(No. 2022/054)が発出されています。

No. 2022/054

https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2022-054_0.pdf

【参考】シンガポールからの通知(No. 2022/054)について(和訳・要約)

・絶滅危惧種(輸入及び輸出)法(ESA)は、シンガポールにおける CITES 規則の実施と執行を支える主要な法律である。最近の法改正で ESA は CITES の実施と CITES 種の不法取引に対処するために効果的であり続けることが保証される。

・今般強化された規定には以下が含まれる：

1. 輸出入に関する罰則の強化：

CITES 附属書 I の種に対する不法取引の最大罰金が 1 標本あたり 100,000 ドルに引き上げられ、最大懲役期間は 6 年に延長。附属書 II 及び III の種に対しても、罰金と懲役期間がそれぞれ 50,000 ドル及び 4 年に設定。

2. 法人に対する厳罰：

法人(企業など)に対しては、附属書 I の種で最大 200,000 ドル、附属書 II 及び III で最大 100,000 ドルの罰金が科され、懲役期間も長く設定。

3. 輸出入手続きの明確化：

CITES 種の輸送に必要な書類が明確化され、遡及的な許可証や変更された許可証は原則として受け入れられない。

4. 不法取引の抑止：

新たに導入された規定により、輸出入に関する不法行為に対する罰則が強化され、国内外での野生生物の不法取引を抑止することを目的としている。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723